

三島商工会議所見舞金制度規約

(目 的)

第1条 本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「わきみず共済」の一部をなすものである。

(対象者)

第2条 本規約は、当商工会議所が運営する「わきみず共済」のうち、当商工会議所が独自に給付を行う見舞金制度を規定するものであり、その対象者は、「わきみず共済」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「対象者」という。）とする。

(運営費)

第3条 会員事業所は、当商工会議所に対し、「わきみず共済」の掛け金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

(給付内容)

第4条 本制度の給付は、見舞金とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。

(脱 退)

第5条 次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛け金が払い込まれている月の末日をもって「わきみず共済」から脱退するものとする。「わきみず共済」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

- (1) 会員事業所が当商工会議所の会員でなくなったとき
- (2) 会員事業所が「わきみず共済」から脱退する旨の意志表示をしたとき
- (3) 会員事業所が「わきみず共済」の掛け金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払いがなされた場合はこの限りでない。
- (4) 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき

(給付手続き)

第6条 対象者は、見舞金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定に請求手続きを行うものとする。

(時 効)

第7条 見舞金を請求する権利は、その請求事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年を経過したときは、時効により消滅する。

(規約の制定・改廃)

第8条 本規約の制定および改廃は、常議員会の決議により行う。

(付則)

この規約は、平成17年5月1日より実施する。

- 1 第7条(時効)の改正は、令和2年4月1日から実施する。

別表1 見舞金給付内容

<給付する場合>

●事故通院見舞金

加入者がケガで5日以上実通院したとき、年2回を限度として、日数にかかわらず口数に応じた金額を一律支給する。

●病気入院見舞金

加入者が病気で5日以上を入院したとき、年1回を限度として、日数にかかわらず口数に応じた金額を一律で支給する。

●遺児育英見舞金

対象が傷害を被り、死亡（傷害発生の日から180日以内に死亡した場合に限る。）し、被扶養者である18歳未満の遺児が残された場合に遺児育英見舞金として遺児1名につき5万円を支給する。

●家族災害死亡見舞金

対象者の特定親族が傷害を被り、死亡（傷害発生の日から180日以内に死亡した場合に限る。）した場合に家族災害死亡弔慰金として5万円を支給する。

<給付できない場合>

次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。

●共通

- ・会員事業所、対象者、特定親族の故意、重過失
- ・地震、噴火またはこれらによる津波
- ・戦争、破壊、テロ、内乱、暴動等
- ・核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故

●事故通院見舞金

- ・年3回以上の事故通院請求
- ・災害入院給付金を受ける場合

●病気入院見舞金

- ・年2回以上の病気入院見舞金請求

●遺児育英見舞金

- ・疾病による死亡

●家族災害死亡見舞金

- ・対象者の特定親族の疾病による死亡
- ・対象者の特定親族の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ・対象者の特定親族が法令に定められた運転資格を持たないで、または、酒に酔ってもしくは麻薬、あへん、大麻または覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ・対象者の特定親族、見舞金を受け取るべき者が次の各号いずれかに該当することを行っている間に生じた傷害
- ・自動車、原動機付自転車、モーターボード（水上オートバイを含む）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含む。）または試

運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいう。）をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間についてはこの限りでない。

- ・航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であるとを問わない。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除く。）を操縦している間

<用語の定義>

- ・対象者：わきみず共済に加入する会員事業所の事業主・役員およびすべての従業員
- ・特定親族：①対象者の配偶者

②対象者または配偶者の同居の親族

③対象者または配偶者の別居の未婚の子

なお、ここにいう対象者と特定親族との続柄は事故発生時におけるものをいう。

- ・傷害：急激かつ偶然な外来の事故による傷害事故

※身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含み、殺菌性食物中毒は含まない。

- ・父母：対象者の直系の１親等の尊属である父または母
- ・入院：医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること

別表 2 見舞金給付請求書類

見舞金区分	必要書類
事故通院見舞金	・ 通院証明書または領収書（写し）
病気入院見舞金	・ 入院証明書または領収書（写し）
遺児育英見舞金	・ 死亡診断書 ・ 遺児が 18 歳未満であることを証明する住民票、健康保険証等
家族災害死亡見舞金	・ 死亡診断書 ・ 従業員等との続柄を証明する住民票、健康保険証等の書類

（注 1）同一の病気による入退院及び同一の事故による通院を繰り返した場合には保険年度に関わらず 1 回限りの支払いとする。